

平成31年度下古屋自治区役員 (案)

区 長	梅村 孝義	(24組)
副 区 長	寺島 憲二	(5組)
副 区 長 (会計)	加藤 勝	(11組)
評 議 員	木村 駿	(11組)
同 上	浦野 憲治	(1組)
同 上	磯村 貴史	(2組)
同 上	渡辺 昌道	(6組)
監 事	下平 聡	(19組)
同 上	福岡 信明	(2組)

自治区規約 (抜粋)

第4章 役員

第11条 自治区に次の役員を置く。

区長 1名、副区長 2名、会計 1名 (副区長のうち1名を区長が指名する)

評議員 若干名、 監事 2名

第12条 役員は、総会において、区民の中から選任する。

2 監事と区長、副区長及びその他の役員は、相互に兼ねることはできない。

第15条 自治区に顧問及び相談役を置くことができる。

2 役員会は、市議会議員・学識経験者等の内から区の顧問を委嘱し、必要に応じて意見を求めることができる。